

「島根県結婚支援コンシェルジュ業務」委託仕様書

1 委託業務の名称

「島根県結婚支援コンシェルジュ業務」委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（3ヵ年度）

3 事業目的及び事業目標

（1）事業目的

島根県内の結婚を希望する独身者の希望がかなう環境を整備するため、各市町村間の連携及び事業広域化等により市町村の結婚支援事業の強化を図るとともに、しまね縁結びサポート企業等の民間団体への働きかけや、参加しやすい広域イベント等を実施することにより、島根県内の婚活の活性化や結婚に対する意識醸成を図ることを目的として、島根県結婚支援コンシェルジュ事業を実施する。

（2）事業目標

「4 委託業務」で示す各業務について、単年度で次に示す目標を達成すること。

- （2）については、合計 350 名の受講者
- （3）については、合計 80 名の参加者
- （4）については、全 19 市町村の訪問
- （5）については、合計 500 名のアンケート回収

なお、上記目標数の7割を下回った場合は、翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

4 委託業務

以下の業務を行うこと。なお、県も含めた全体の業務分担は「別紙1」のとおり。

- （1）しまね結婚支援施策推進会議業務
- （2）社会人向けライフプラン設計講座業務
- （3）県内広域イベント業務
- （4）県内市町村フォローアップ業務
- （5）企業等フォローアップ業務
- （6）内閣府コンシェルジュ会議業務

5 業務内容

（1）しまね結婚支援施策推進会議業務

[目的] 島根県が主催する「しまね結婚支援施策推進会議」に参加し、島根県内の市町村結婚支援担当職員のスキルアップ及び市町村間の連携強化による効果的な広域イベント等への助言等を行う。

[時期] 6月頃（年1回）

[場所] 松江市内

[内容] ①ライフプラン設計セミナー（４５分程度）

- ・結婚、子育て等を含むライフプラン設計を通じた若者の結婚に対する意識醸成等（ライフイベントに応じた必要な資金、結婚・子育てに関する統計データ、仕事と家庭の両立支援に関する統計データ、妊娠・出産の正しい知識等を含むものとする。）

②効果的な出会いイベント開催に関する情報提供、セミナー（４５分程度）

- ・婚活事情、全国の自治体好事例紹介、イベント・セミナー助言、市町村からの相談対応等

（２）社会人向けライフプラン設計講座業務

[目的] ライフプラン設計を通じて、若手社会人に結婚・子育てを身近に感じてもらい、将来の結婚生活を自ら考える機会を創出する。

[回数] １０回程度／年（東部地区、西部地区、隠岐地区（島前・島後））

[対象] しまね縁結びサポート企業ほか

[規模] １０名～５０名程度／回

[内容] ①ライフプラン設計講座

- ・企画立案、会場確保、企業向け広報、参加者募集・管理、受講者アンケート、当日運営（現地）

②教材作成

- ・社会人向けライフプラン設計教材の作成

[備考] ※講座内容等については、事前に県と協議すること。（ライフイベントに応じた必要な資金、結婚・子育てに関する統計データ、仕事と家庭の両立支援に関する統計データ、妊娠・出産の正しい知識等を含むものとする。）

※実施にあたっては、「会場集客型」及び「企業訪問型」を計画すること。

※集客に向けた工夫を図ること。

※ワークショップや受講者からの発表などにより、参加者同士の交流を図り、多様なライフデザインに触れる機会を確保すること。

※現地への職員派遣を必須とするが、講師はオンライン参加も可とする。

※事前に実施計画（場所、想定人数等）を作成し、県と協議の上決定すること。

※教材については、結婚・子育てに関する各種統計データを活用するとともに、他自治体の事例を参考とし、作成すること。また、講座に参加できない企業等にも積極的に配布することとし、配布先・部数等については事前に県と協議の上作成すること。

（３）県内広域イベント業務

[目的] 結婚を希望する独身者が参加しやすい広域的な出会いの場（イベント）を創出する。

[回数] ４回程度／年（東部地区、西部地区、隠岐地区、その他）

[対象] 東部地区、西部地区、隠岐地区開催分は県内在住者を中心に広報すること。

その他開催分は県外在住者にも積極的に広報すること。

[規模] 20～30名程度/回（男女半数ずつ）

[内容] 企画立案、会場確保、宿泊場所の確保（参加者の宿泊が必要な場合）、イベント広報、参加者募集・管理、当日運営（現地）

[備考] ※イベント内容等については、事前に島根県、域内市町村、地区はぴこ会等と調整すること。

※イベント参加者に対して、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターが実施する縁結びボランティア「はぴこ」や、コンピューターマッチング「しまコ」の周知を行うこと。

※現地への職員派遣を必須とする。

（４）県内市町村フォローアップ業務

[目的] 訪問等による現状把握や各種情報提供、イベント開催等に関する相談対応等により、市町村が実施する結婚支援事業の支援を行う。

[時期] 委託契約締結後、随時

[内容] ①市町村訪問（各市町村年2回程度）

- ・各市町村における結婚支援事業の現状把握
- ・他市町村の取組状況の情報共有
- ・社会人向けライフプラン設計講座、県内広域イベント等の広報

②市町村相談窓口対応（随時相談）

- ・市町村からのイベント開催等に係る相談窓口の設置（県が主催する広域イベントの打合せ、調整も含む）

[備考] ※訪問で収集した情報等については、県と共有すること。

※広報チラシ等の配布物については、事前に県と協議すること。

※市町村からの相談（助言）内容については、県と共有すること。

（５）企業等フォローアップ業務

[目的] 訪問等による企業等の取組の現状把握や従業員等への意識調査により、ニーズに応じた施策検討を行うとともに、イベント、セミナー等の各種情報提供を行う。

[時期] 委託契約締結後、随時

[対象] しまね縁結びサポート企業ほか

[内容] 企業等訪問

- ・企業等における取組の現状把握
- ・担当者、従業員等に対する意識調査（アンケート等）
- ・県内広域イベント、社会人向けライフプラン設計講座等の広報

[備考] ※訪問等で収集した情報等については、県と共有すること。

※広報チラシやアンケート等の配布物については、事前に県と協議すること。

※訪問先の企業等については、事前に訪問計画（企業数、回数等）を作成し、県と協議の上決定すること。

(6) 内閣府コンシェルジュ会議業務

[回数] 年1回

[内容] 内閣府が主催する会議に、結婚支援コンシェルジュとして島根県とともに参加する。

6 業務管理・進行

(1) 業務計画書

委託契約締結後、本業務における目標、作業項目と役割分担、スケジュール、体制および業務管理方法等を記した「業務計画書」(様式任意)を作成し、提出すること。

(2) 打合せ

県と2ヶ月に1回程度の打合せを行うほか、議事録を作成、提出すること。

7 納品する成果品

(1) 成果品について

- ・本委託業務において作成する成果品については、その媒体にかかわらず、事前に県による内容確認を受けること。
- ・納品にあたっては、紙媒体及び電子媒体(CD-R 又は DVD-R) とすること。

(2) 委託業務完了報告書

- ・委託業務完了の日から起算して10日を経過した日または各年3月31日のいずれか早い日までに、「委託業務完了報告書」(様式任意)を提出して完了検査を受けること。
- ・本事業の目的及び目標は3のとおりであり、その達成に向けた取組内容及びその達成状況については、報告書に必ず盛り込むこと。